

## Topics | トピックス

- ◆ 2026年度における国民年金保険料の前納額について
- ◆ 厚生労働省が障害年金における認定調査の取扱いについての調査結果を公表
- ◆ 2025年の賃金は前年より3.1%増加～厚生労働省「2025年賃金構造基本統計調査速報」～
- ◆ 週20時間以上の労働で被用者保険の加入要件を満たす～最低賃金の上昇が影響～
- ◆ 2025年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で84.7%

### ◆2026年度における国民年金保険料の前納額について

厚生労働省は1月23日に2026年度の国民年金保険料額※を公表するとともに、同日、2026年度における国民年金保険料の前納額を公表した。

前納制度は、国民年金の保険料を一定期間まとめて納める（口座振替、クレジットまたは現金払い）ことにより保険料額から一定額が割り引かれる仕組みとなっている。口座振替による保険料納付には、前納のほか早割による割引（クレジットや現金は不可）がある。

前納制度を利用するためには、住所地を管轄する年金事務所に申出を行う必要がある。前納額と申出書の提出期限は、表1のとおり。

※国民年金保険料額は2026年度が17,920円、2027年度が18,290円。

<表1> 2026年度における国民年金保険料の前納額

前納の種類	対象期間	口座振替額 (割引額)	クレジットまたは 現金払いの額 (割引額)	申出書の 提出期限
6ヶ月前納	2026年4月～2026年9月分	106,300円 (1,220円/6ヶ月)	106,650円 (870円/6ヶ月)	○口座振替・クレジットカードで4月分から2年、1年、6ヶ月前納（上期）する場合は、2026年2月27日※
	2026年10月～2027年3月分			
1年前納	2026年4月～2027年3月分	210,530円 (4,510円/1年)	211,220円 (3,820円/1年)	○現金による2年前納は2026年3月31日。1年・6ヶ月前納は申出の必要はない
2年前納	2026年4月～2028年3月分	417,150円 (17,370円/2年)	418,510円 (16,010円/2年)	○早割りは隨時
(早割)	当月分	17,860円 (60円/1ヶ月)	—	

※オンラインで申し出る場合は2月28日（土）まで提出可能。

## ◆厚生労働省が障害年金における認定調査の取扱いについての調査結果を公表

厚生労働省は1月16日、日本年金機構障害年金センターにおける障害年金の認定調書の取扱いに関する調査結果と今後の対応について公表した（「障害年金における認定調書の取扱いについての調査結果」）。

### 【事案の経緯】

発端は、日本年金機構障害年金センター（以下、障害年金センター）における障害年金に係る認定医が記載する認定調書の取扱いについて、「職員の判断により当初の認定調書を廃棄して別の認定医に認定しているのではないか」との報道（2025年12月28日「共同通信」）があったことによる。認定調書とは、日本年金機構の認定医が、提出された診断書や病歴・就労状況等申立書などの書類を基に、障害の程度（等級）を決定した理由や経緯を記録した内部資料のこと。調査の経緯は次のとおり。

- 認定医が記載した認定調書に誤りや疑義が生じた場合、再度同じ認定医に審査を依頼するか、別の認定医に審査を依頼し直す取扱いを行っていた。
- 認定調書を作り直した際、不要となった調書は一定期間保管後に廃棄していた。
- 再度の認定プロセスでは認定基準に基づく適切な審査が認定医により行われている。
- しかし、認定プロセスの客観性・公平性について整理が必要であることから、今回、認定が終了し障害年金センターで原義が確認できる当初の認定調書（令和7年10月以降分）を全て確認し、認定医を変更した理由等について調査を実施した。

### 【調査結果の概要】

2024年5月以降、認定調書に誤りや疑義が生じ、再度同じ認定医に審査を依頼するか、別の認定医に審査を依頼し直した件数は約7,500件だった。このうち、認定が終了し障害年金センターで原義が確認できる当初の認定調書811件を調査したところ、次のような結果が出た。

- 認定医を変更した理由として、対面での審査が基本の中、標準的な処理期間（機構では、請求書を受理してから年金証書が届くまでの標準的な処理期間を、障害年金では3ヶ月としている）を遵守する観点から、スケジュールとの関係で変更。
- 認定医が変更され、当初の判断よりも下位となったもの（支給・未判断⇒未支給、下位等級の支給など）について、判断結果の妥当性を確認したところ、疑義はなかった。
- 審査を別の認定医に依頼し直すことについては特段の判断基準は定まっていなかったが、2024年5月からはグループ長が確認する取扱いとしていた。
- 不要となった認定調書の扱いは、機構の文書管理規定では明確化されていなかったが、実務上、2024年5月からは3ヶ月保管の上、廃棄していた。

### 【今後の対応】

今後は、下記のような対応を行う。

- 別の認定医に審査を依頼する場合、当初の認定医の意見も活かし、複数の認定医による審査の対象とする（当初の認定調書は審査資料として保存）。
- 2024年5月以前の分も含めて、不適切な取り扱いがなかったか、障害年金センターの職員を対象にヒアリング調査を実施する。その後、新たな対応方針を検討・策定し、調査結果と併せて4月末公表を予定している。

## ◆2025年の賃金は前年より3.1%増加～厚生労働省「2025年賃金構造基本統計調査速報」～

厚生労働省は1月16日、「2025年賃金構造基本統計調査速報」を公表した。これによると、2025年の一般労働者※の賃金は340,600円となり、前年の330,400円より3.1%増加した（表2）。これを学歴別にみると「高校卒」の賃金は、平均で297,200円となり、前年の288,900円より2.9%の増加となった。「大学卒」の賃金は、平均で396,300円となり、前年の385,800円より2.7%の増加となった。

また、大学卒の労働者の賃金を年齢階級別にみると、55～59歳が最も高く529,100円（0.4%増加）となった。

※10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所において、期間の定めなく雇われている、または1ヶ月を超えて雇われている労働者（短時間労働者は除く）。

**<表2> 一般労働者の賃金の推移及び対前年増減率（2020年～）**

年	賃金（千円）	対前年増減率（%）
2020	307.7	0.6
2021	307.4	-0.1
2022	311.8	1.4
2023	318.3	2.1
2024	330.4	3.8
2025	340.6	3.1

## ◆週20時間以上の労働で被用者保険加入の加入要件を満たす～最低賃金の上昇が影響～

日本年金機構は1月22日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」1月号において、事業主に対して「最低賃金の上昇により、週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入要件に係る賃金要件を意識する必要がなくなります」と案内した。

2025年度地域別最低賃金は、すべての都道府県で時給1,016円を超えた。このことにより週20時間以上働く場合は所定内賃金が月額8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たすこととなる。そのため、従業員51人以上の企業において、短時間労働者が週20時間以上働く場合は、賃金要件以外の要件も満たしていれば「被保険者資格取得届の提出が必要となる。

### 加入要件チェック

時給1,016円で働く人は、以下の3つの要件のすべてに該当する場合、健康保険・厚生年金保険の手続きが不要となる。

- 週の所定労働時間が20時間以上である
- 勤め先が従業員数51人以上の企業である
- 学生ではない

なお、「日本年金機構からのお知らせ」1月号には、上記以外に「社会保険料額情報や各種通知書の受け取りはオンライン事業所年金情報サービスが便利でおすすめ！」、「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者で亡くなった場合は手続きが必要です」「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」などが掲載された。

## ◆2025年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率（最終的な納付率）で84.7%

厚生労働省は1月30日、2025年11月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【2022年11月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.3ポイント増の84.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は753万月で、納付月数は638万月。

### 【2023年11月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比3.0ポイント増の85.4%であった。納付対象月数は752万月で、納付月数は642万月。

### 【2024年11月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は83.1%であった。納付対象月数は746万月で、納付月数は620万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.8%、2年経過納付率で新潟県の92.5%、1年経過納付率で新潟県の90.9%となった。